

こ支総第 130 号
令和 7 年 6 月 30 日

都道府県
各 指定都市 こども政策担当部（局） 御中
中核市

こども家庭庁支援局総務課自殺対策室

こどもの自殺対策に係る取組について（通知）

こどもの施策の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

こども家庭庁においては、令和 6 年の児童生徒の自殺者数が 529 名と過去最多となったこと等を極めて重く受け止めています。このような状況等に鑑み、第 217 回国会において成立した「自殺対策基本法の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第 64 号。令和 7 年 6 月 11 日公布）では、こどもに係る自殺対策が社会全体で取り組むことを基本として行わなければならないこと等が基本理念に明記されたところです（別添 1）。

また、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）において「こども・若者の自殺対策を強力に推進」との記載が盛り込まれたことも踏まえ¹、こども家庭庁においては、引き続き、「こどもの自殺対策緊急強化プラン」（令和 5 年 6 月こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議取りまとめ。別添 2）に基づき、関係省庁と連携し、総合的な施策の推進に取り組んでまいります。

こうした動きを踏まえ、文部科学省からは「児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）」（令和 7 年 6 月 30 日付け 7 初児生第 7 号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知。別添 3）、厚生労働省からは「令和 7 年度「自殺予防週間」に向けた啓発活動等の推進について（依頼）」（令和 7 年 6 月 30 日付け参自発第 0630 第 3 号厚生労働省大臣官房参事官（自殺対策担当）通知。別添 4）が発出されておりますので、貴管内におかれては、教育委員会指導事務主管課や自殺対策主管部局等の関係機関との連携を図っていただくようお願いいたします。

今後、貴管内におかれては、「自殺対策基本法」（平成 18 年法律第 85 号）に基づく「自殺予防週間」（9 月 10 日から 9 月 16 日の 1 週間）に向けて、各種相談支援及び啓発事業等に積極的に取り組んでいただくものと承知しておりますが、その際には、上記の内容について、十分に御了知の上、関係機関との連携を積極的に進めていただくことと

¹ 経済財政運営と改革の基本方針 2025（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）

https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/2025/2025_basicpolicies_ja.pdf p. 45 参照

もに、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び関係機関等に周知していただくようお願いいたします。

なお、こども家庭庁では、昨年 11 月に立ち上げた「こどもの悩みを受け止める場に関するプロジェクトチーム」において、大人目線ではなくこども目線で、悩みに直面するこどもたちが思いを打ち明けられる環境づくりに取り組んでおり、本年 5 月に、昨年度末までのプロジェクトチームの取組等をまとめた「こどもの悩みに寄り添える社会に向けて（中間報告）」を公表しています（（参考）、別添 5）。本中間報告においては、意見交換等により得られた知見を基に「こども・大人・社会に伝えたいこと」をまとめておりますので、こどもの自殺対策に係る取組の推進に当たっては、併せて御活用いただくよう重ねてお願いいたします。

（参考）こどもの悩みを受け止める場に関するプロジェクトチーム

<https://www.cfa.go.jp/councils/nayami-uketomeruba>

【添付資料】

- 別添 1 自殺対策基本法の一部を改正する法律（概要）
- 別添 2 こどもの自殺対策緊急強化プラン
- 別添 3 「児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）」（令和 7 年 6 月 30 日付け 7 初児生第 7 号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）
- 別添 4 「令和 7 年度「自殺予防週間」に向けた啓発活動等の推進について（依頼）」（令和 7 年 6 月 30 日付け参自発第 0630 第 3 号厚生労働省大臣官房参事官（自殺対策担当）通知）
- 別添 5 こどもの悩みに寄り添える社会に向けて（中間報告）【概要】

（照会先）

こども家庭庁支援局総務課自殺対策室

電 話：03-3539-8352（直通）

E-mail：shien.kodomonojisatsu@cfa.go.jp

自殺対策基本法の一部を改正する法律の概要（令和7年6月11日公布）

改正の趣旨

○自殺対策基本法が平成18年に施行されて以降、我が国の自殺者の総数は減少傾向にあるが、近年、こどもの自殺者数は増加傾向が続いている。

令和6年の児童生徒の自殺者数は、529人で過去最多となった（平成30年以降、約43%増・最も数が少なかった平成5年と比べ約2.7倍）。

10代における死亡原因の第1位が「自殺」であるのは、G7で我が国だけである。

○こうした極めて深刻な状況に対処するため、こどもに係る自殺対策を推進するための体制整備・措置について定めるほか、デジタル技術を活用した施策の展開、自殺リスク情報の迅速な把握、自殺を助長する情報・設備等対策、自殺未遂者等・自殺者の親族等への支援の強化について定める。

改正の概要

1. 基本理念の追加(第2条第6項・第7項)

○自殺対策は、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術、人工知能関連技術等の適切な活用を図りながら展開されるようにするとともに、自殺の防止においては、インターネット等を通じて流通する自殺に関連する情報が及ぼす影響に関する適切な配慮のための取組の促進に特に留意する旨を明記

○こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利利益の擁護が図られ、将来にわたって健康で心豊かな生活を送ることができる社会の実現を目指し、こどもに係る自殺対策を社会全体で取り組むことを明記

2. こどもの自殺の防止等に係る国の責務の改正及び学校の責務の追加

○こどもに係る自殺対策について、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、その自殺の実態等を踏まえて適切かつ効果的に策定され、及び実施されるよう、相互に又は関係行政機関の長との間において緊密な連携協力を図りつつ、それぞれの所掌に係る施策を推進することを明記(第3条第2項)

○学校について、基本理念にのっとり、関係者との連携を図りつつ、こどもの自殺の防止等に取り組むよう努めることを明記(第5条)

3. 基本的施策の拡充

○自殺防止等の観点から、学校における心の健康の保持のための健康診断等の措置や、精神保健に関する知識の向上について規定(第17条第3項)

○精神科医等の医療従事者に対する自殺の防止等に関する研修の機会の確保について規定(第18条)

○自殺発生回避のための適切な対処に必要な情報が関係機関及び関係団体に迅速かつ適切に提供されるための措置について規定(第19条第2項)

○自殺の助長につながるような情報、物品、設備等について適切な管理、配慮等に関して注意を促すための措置について規定(第19条第3項)

○自殺未遂者等への継続的な支援を明記(第20条)、自殺者の親族等の支援について、その生活上の不安の緩和とともに、総合的な支援を規定(第21条)

4. 協議会(第4章)

○地方公共団体は、第19条(自殺発生回避のための体制の整備等)及び第20条(自殺未遂者等の支援)の施策でこどもに係るものを実施するに当たっては、学校、教育委員会、児童相談所、精神保健福祉センター、医療機関、警察署等の関係機関、自殺対策に係る活動を行う民間団体等をもって構成する協議会を置くことができることとし、協議会はこどもの自殺の防止等について情報交換及び必要な対処等の措置の協議を行うこととする旨を規定

5. 状況の変化等を踏まえた検討(附則第2条)

○自殺に関する状況の変化、自殺対策に係る諸施策の実施の状況等を踏まえ、必要な見直し等の措置が講ぜられるものとする旨を規定

6. こども家庭庁の所掌事務の追加(改正法附則第3項)

○こども家庭庁の所掌事務として、こどもに係る自殺対策を規定

施行日：公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日(ただし、3(第17条第3項部分)、4、6は、令和8年4月1日)

こどもの自殺対策緊急強化プラン（概要）

- 近年、小中高生の自殺者数は増加しており、令和4年の小中高生の自殺者数は514人と過去最多となった。
- 関係省庁連絡会議を開催。有識者・当事者の方々からのヒアリングも踏まえ、こどもの自殺対策の強化に関する施策をとりまとめた。
- このとりまとめに基づき、自殺に関する情報の集約・分析、全国展開を目指した1人1台端末の活用による自殺リスクの把握や都道府県等の「若者自殺危機対応チーム」の設置の推進など、総合的な取組を進めていく。
- 今後、さらにそれぞれの事項についてより具体化を図った上で、こども大綱に盛り込めるよう検討を進める。

こどもの自殺の要因分析

- ・ 警察や消防、学校や教育委員会、地方自治体等が保有する自殺統計及びその関連資料を集約し、多角的な分析を行うための調査研究の実施（自殺統計原票、救急搬送に関するデータ、CDRによる検証結果、学校の設置者等の協力を得て詳細調査の結果等も活用）
- ・ 学校等における児童生徒等の自殺又は自殺の疑いのある事案についての基本調査・詳細調査の実施。国における調査状況の把握・公表 等

自殺予防に資する教育や普及啓発等

- ・ すべての児童生徒が「SOSの出し方に関する教育」を年1回受けられるよう周知するとともに、こどものSOSをどのように受け止めるのかについて、教員や保護者が学ぶ機会を設定
- ・ 「心の健康」に関して、発達段階に応じて系統性をもって指導。「心の健康」に関する啓発資料の作成・周知 等

自殺リスクの早期発見

- ・ 1人1台端末の活用等による自殺リスクの把握のための、システムの活用方法等を周知し、全国の学校での実施を目指す。科学的根拠に基づいた対応や支援のための調査研究
- ・ 自殺リスク含む支援が必要なこどもや家庭を早期に把握・支援するため、個人情報 の適正な取扱いを確保しながら、教育・保健・福祉などの情報・データを分野を超えた連携に取り組む
- ・ 公立小学校、中学校等でのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置促進 等

電話・SNS等を活用した相談体制の整備

- ・ 「孤独ダイヤル」（#9999）の試行事業の実施
- ・ LINEやウェブチャット・孤立相談等のSNSを活用した相談体制の強化 等

自殺予防のための対応

- ・ 多職種の専門家で構成される「若者の自殺危機対応チーム」を都道府県等に設置し、自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者など市町村等では対応が困難な場合に、助言等を行うモデル事業の拡充。その上で、危機対応チームの全国展開を目指す
- ・ 不登校児童生徒への教育機会の確保のための関係機関の連携体制の整備や、不登校特例校の設置促進・充実 等

遺されたこどもへの支援

- ・ 地域における遺児等の支援活動の運営の支援 等

こどもの自殺対策に関する関係省庁の連携及び体制強化等

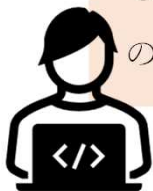
- ・ こども家庭庁の自殺対策室の体制強化、関係省庁と連携した啓発活動
- ・ 「こども若者★いけんぷらす」によるこどもの意見の公聴、制度や政策への反映（支援につながりやすい周知の方法も含む）
- ・ 関係閣僚によるゲートキーパー研修の受講及び全国の首長に向けた受講呼びかけメッセージの作成 等

こどもの自殺対策緊急強化プランのポイント

リスクの早期発見

1人1台端末の活用等により、自殺リスクの把握

や適切な支援につなげるため、有償・無償で利用できるシステムやその活用方法、マニュアル等を整理・作成し、全国教育委員会等に周知し、全国の学校での実施を目指すとともに、科学的根拠に基づいた対応や支援を可能とするための調査研究を実施し成果を普及する



的確な対応

多職種の専門家で構成される「若者の自殺危機対応チーム」

を都道府県等に設置し、自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者など市町村等では対応が困難な場合に、助言等を行うモデル事業の拡充を図るとともに、より効果的な取組となるよう、運営に関するガイドラインの策定も含め、実施自治体に対し、指定調査研究等法人が必要な支援を行う。その上で、「若者の自殺危機対応チーム」の全国への設置を目指す



要因分析

警察や消防、学校や教育委員会、地方自治体等が保有する自殺に関する統計及びその関連資料を集約し、多角的な分析を行う

ための調査研究を立ち上げ、EBPMの視点も踏まえ、こどもの自殺の実態解明に取り組むとともに、分析に当たっての課題把握に取り組む



こどもが自ら命を絶つようなことのない社会の実現

こどもの自殺対策緊急強化プラン

令和5年6月2日

こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議

1. はじめに

社会全体のつながりが希薄化している中で、新型コロナウイルス感染症拡大により人との接触機会が減り、それが長期化することで、人との関わり合いや雇用形態を始めとした様々な変化が生じている。

その中で、我が国の自殺者数は、近年、全体としては低下傾向にあるものの、小中高生の自殺者数は増えており、令和4年の小中高生の自殺者数が514人と、過去最多となった。

このような中、本年4月、こどもまんなか社会の実現を目指すこども家庭庁が発足した。こどもの自殺者数が増加していることを大変重く受け止め、こどもが自ら命を絶つようなことのない社会を作らなければならない。

こどもの自殺対策については、自殺総合対策大綱（令和4年10月14日閣議決定）に基づき着実に進めていくことは当然であるが、こども家庭庁の大きな役割は、省庁の縦割りの打破と、こどもや若者の視点に立った政策づくりである。こども家庭庁において、こどもの自殺対策の司令塔として、「自殺対策室」を設置するとともに、こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催し、関係省庁の知見を結集し、総合的な施策を推進するため、関係省庁一丸となって対策の検討を行ってきた。連絡会議では、有識者・当事者の方々からのヒアリングを行い、この内容も踏まえ、ここに、こどもの自殺対策の強化に関する施策のとりまとめを行うものである。

本とりまとめについては、できるものから直ちに実行していく決意の下、今年度の「経済財政運営と改革の基本方針」に盛り込んでいくとともに、来年度の予算要求に反映していく。また、今秋に策定されることとされている、こども大綱に向けて、それぞれの事項についてより具体化を図った上で、こども大綱にこどもの自殺対策について盛り込めるよう検討を行っていく。

2. 議論の経緯

連絡会議は、令和5年4月27日、小倉内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画）を議長とし、議論をスタートした。

第1回会議においては、関係省庁からこれまでの取組状況を共有し、こどもの

自殺の原因分析、各省庁の連携、情報発信と相談体制の強化の必要性などの方向性が確認された。

第2回・第3回会議では、これまで自殺対策に取り組んできた有識者、学者、団体、自治体、教育委員会、当事者の方々からご意見を伺った。加えて、連絡会議の議長である小倉内閣府特命大臣が、生きづらさに直面し、傷ついたことのある若者からご意見を伺ったほか、長野県の「子どもの自殺危機対応チーム」の視察及び意見交換を行った。

これらのご意見等を踏まえ、関係省庁においてこどもの自殺対策の強化について検討を進め、第4回会議において、とりまとめに至ったものである。

3. 取り組むべき施策

以下、こどもの自殺対策の強化策について、要因分析、教育や普及啓発、早期発見、相談体制の整備、自殺予防のための対応などの区分を行った上で、関係省庁が取り組んでいく施策を整理した。個別の取組について、複数の区分に該当するものもあるが、最もなじみが深いと思われる区分に記載されていることにご留意いただきたい。

(1) こどもの自殺の要因分析

- ・ 警察や消防、学校や教育委員会、地方自治体等が保有する自殺に関する統計及びその関連資料を集約し、多角的な分析を行うための調査研究を立ち上げ、EBPMの視点も踏まえ、こどもの自殺の実態解明に取り組むとともに、分析に当たっての課題把握に取り組む【こども家庭庁・警察庁・消防庁・文部科学省・厚生労働省】
- ・ 上記の調査研究においては、予防のためのこどもの死亡検証（Child Death Review; CDR）のモデル事業において把握された知見について、モデル事業の関係者の了解を得た上で活用する。あわせて、モデル事業を通じ、CDRの体制整備に必要な検討を進める【こども家庭庁】
- ・ 警察や消防において、自殺統計原票や消防の救急搬送のデータを作成・集計する【警察庁・消防庁】
- ・ 学校において、児童生徒等の自殺又は自殺の疑いのある事案について、学校が持つ情報の整理等の基本調査を行い、自殺の背景に学校生活に係る要素があると考えられる場合や、遺族の要望がある場合等には、学校又は学校の設置者が再発防止を検討するための第三者を主体としたより詳細な調

査を行う。国においては、基本調査や詳細調査の実施状況を把握・公表するとともに、詳細調査の結果を収集し、児童生徒等の自殺の特徴や傾向、背景や経緯等を分析しながら、児童生徒等の自殺を防ぐ方策を検討する【文部科学省】

- ・ いじめによる自殺を含むいじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）に基づくいじめ重大事態については、文部科学省に報告を求め、その情報をこども家庭庁とも共有しつつ、学校・学校設置者に対していじめ防止対策推進法等に基づく重大事態調査の適切な運用等必要な指導助言や支援を行う【文部科学省・こども家庭庁】
- ・ いじめの問題や自殺予防等の生徒指導上の諸課題に対応し、児童生徒の社会的資質・能力の育成等を図るための取組・対応策を国において研究し、その成果を普及する【文部科学省】

(2) 自殺予防に資する教育や普及啓発等

- ・ こどもの心の問題について、各都道府県等における拠点病院を中核とし、地域の医療機関・保健福祉関係機関等に対する診療支援や研修・普及啓発を推進する【こども家庭庁】
- ・ 「健やか親子 21」の一環として、こどもの心の健康に関する指標も含む「成育医療等基本方針に基づく評価指標」により自治体別データを把握するとともに、こどもの心の健康に関する啓発等を推進する【こども家庭庁】
- ・ こどもたちに「命を大切にすること」や「みんなと仲良くすること」を伝えることで、こども自身が様々な権利の享有主体であることを認識し、こどもの気付きを促すとともに、互いの違いを認め合い、尊重することの重要性について理解を深めてもらうことを目的として、人権教室、全国中学生人権作文コンテスト、「人権の花運動」といった活動や啓発冊子の配布・動画の配信等の人権啓発活動を実施する【法務省】
- ・ SOS の出し方に関する教育を含む自殺予防教育について、各教科等の授業等において、地域の保健師等も活用しつつ、すべての児童生徒が、「SOS の出し方に関する教育」を年 1 回受けられるよう全国の教育委員会等に周知するとともに、学校が行う SOS の出し方に関する教育を含む自殺予防教育のモデル構築や啓発資料を国において作成・周知を行う。また、こどもが SOS を出した際に、教員や保護者といった周囲の大人が受け止められることが求められるため、こどもの SOS をどのように受け止めるかに

について学ぶ機会の設定などの取組を確実に進める【文部科学省・厚生労働省】

- ・ 小中高等学校において、学習指導要領に基づき、心身の機能の発達や、不安、悩み、ストレスへの対処、精神疾患の予防と回復など、「心の健康」に関する内容について、発達段階に応じて系統性をもって指導する。児童生徒が、自身の心の状態を見つめ対処できるよう、小中学生を対象とした「心の健康」に関する啓発資料を作成・周知する【文部科学省】
- ・ こども家庭庁及び文部科学省を共同議長とする「いじめ防止対策に関する関係府省連絡会議」において整理した、いじめ防止対策に係る検討課題をについて順次対応していくとともに、各教育委員会や私立学校主管課の担当者向けの研修会等を通じ、いじめ防止対策推進法や「いじめの防止等に関する基本的な方針」を周知し、学校におけるいじめの積極的な認知や組織的な対応を徹底する。【文部科学省】
- ・ 道德教育の抜本的改善・充実のため、道德教育アーカイブの充実や学校や地域等が抱える課題に応じた支援などの取組を進める【文部科学省】

(3) 自殺リスクの早期発見

- ・ 自殺リスク含む潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に把握し、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげるため、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、個々のこどもや家庭の状況や利用している支援等に関する教育・保健・福祉などの情報・データの分野を超えた連携に取り組む。全国での取組強化に向けた具体策と工程表を策定する【こども家庭庁】
- ・ こども・子育て世帯を包括的に支援する「こども家庭センター」の設置支援等に取り組む【こども家庭庁】
- ・ 少年相談活動やスクールサポーターの学校への訪問活動等により、いじめ事案の早期把握に努めるとともに、把握した事案の悪質性、重大性及び緊急性、いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向、学校等の対応状況等を踏まえ、学校等と緊密に連携して対応する【警察庁】
- ・ 街頭補導活動、サイバーパトロール、インターネット・ホットラインセンターからの通報等により端緒情報の把握に努め、性被害を受けた少年を早期に発見・保護をする【警察庁】
- ・ 全国の小中学校の全ての児童生徒を対象にした「こどもの人権SOSミニレター」を配布し、法務局職員又は人権擁護委員が手紙等のやり取りを通じ

てこどもの悩みに寄り添う取組を実施する【法務省】

- ・ 1人1台端末の活用等により、自殺リスクの把握や適切な支援につなげるため、有償・無償で利用できるシステムやその活用方法、マニュアル等を整理・作成し、全国の教育委員会等に周知し、全国の学校での実施を目指すとともに、科学的根拠に基づいた対応や支援を可能とするための調査研究を実施し成果を普及する【文部科学省】
- ・ 公立の小学校、中学校等にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置を促進する等により、教育相談体制の充実を図る【文部科学省】
- ・ 学校における情報モラル教育の充実を目指すため、教員等を対象とした情報モラル教育指導者セミナーを実施するとともに、情報モラル教育に関するコンテンツ（動画教材等）を作成する【文部科学省】
- ・ インターネット上の有害環境から青少年を守るため、PTAと連携したネット利用に関する保護者向けシンポジウムの開催や、地域における情報モラルやメディアリテラシーを身に付ける先進的な啓発活動等への支援を行う【文部科学省】

(4) 電話・SNS等を活用した相談体制の整備

- ・ #9999 という、わかりやすい番号で自殺念慮も含むあらゆる困りごとを一元的に受け付け、関係団体が連携し、一つの大きなまとまりとして相談対応を行う「孤独・孤立相談ダイヤル」の試行事業を実施する。その際、利用者が相談する分野の一つに「18歳以下の方」の分野を設定し、利用促進を図る【内閣官房】
- ・ 孤独・孤立対策ウェブサイトのこども（18歳以下）向け専用ページにより、相談先の案内など声を上げやすくするための情報発信に取り組む【内閣官房】
- ・ 予期せぬ妊娠等により、バイオサイコソーシャル（身体的・精神的・社会的）な悩みを抱える若年妊婦等に対し、性と健康の相談センター事業により、保健所等において専門的な相談支援を行うとともに、若年妊婦等が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、地域のNPO等を通じたアウトリーチ・SNS等による相談支援体制の構築等を推進する【こども家庭庁】
- ・ いじめや体罰・虐待といったこどもをめぐる様々な人権問題について電話

で相談を受けつける「こどもの人権 110 番」、パソコン、スマートフォンなどから相談することができる「こどもの人権 SOS－e メール」や SNS（LINE）を用いた「SNS（LINE）人権相談」といった、こどもの人権を守る取組を引き続き実施する【法務省】

- ・ 教育委員会等で SNS 等を活用した双方向の文字情報等による相談を推進するとともに、相談員の専門性を向上させる研修の実施等を支援する【文部科学省】
- ・ 行政機関又は民間団体が行う LINE やウェブチャット、チャットボット等の SNS を活用した相談体制の強化、相談者の状況に応じた支援情報の提供、支援を行うための人材の養成を行う【厚生労働省】

(5) 自殺予防のための対応

- ・ 親への支援も重要であることから、養育環境に課題を抱えた子育て世帯等に対する訪問による生活の支援も併せて推進する【こども家庭庁】
- ・ 全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長できるよう、「こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）」を策定し、これに基づいて、こどもの居場所づくりを推進する【こども家庭庁】
- ・ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成 20 年法律第 79 号）に基づく取組を促進し、同法に基づく基本計画等により、青少年がインターネットを利用して有害な情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするためにフィルタリングの普及を図るとともに、インターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進等を行う【こども家庭庁】
- ・ 自殺するおそれのある行方不明者に関する行方不明者発見活動を継続して実施する【警察庁】
- ・ 少年サポートセンターにおいて、少年補導職員等により、個々の被害少年の特性に応じた計画的なカウンセリングや、家庭、学校、児童相談所等と連携した環境調整等による継続的な支援を行う【警察庁】
- ・ 警察庁の委託事業であるインターネット・ホットラインセンターにおいて、インターネット利用者等からインターネット上の人命保護の観点から緊急的な対処を要する自殺予告事案を受理した場合には、都道府県警察に通報

するとともに、自殺関与の情報や、自殺の誘引・勧誘情報に係る通報（以下「自殺誘引等情報」という。）を受理した場合は、直接サイト管理者等に削除依頼を行う。また、警察庁の委託事業であるサイバーパトロールセンターにおいて、インターネット上の自殺予告や自殺誘引等情報を収集し、インターネット・ホットラインセンターに通報する【警察庁】

- ・ インターネット上の自殺予告事案については、都道府県警察において、電気通信関連団体により策定された「インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン」に基づき、プロバイダ等と連携し自殺防止の措置を講じる【警察庁】
- ・ 不登校児童生徒への多様で適切な教育機会の確保のため、関係機関の連携体制の整備や、不登校特例校の設置促進・充実を図る【文部科学省】
- ・ 多職種の専門家で構成される「若者の自殺危機対応チーム」を都道府県等に設置し、自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者など市町村等では対応が困難な場合に、助言等を行うモデル事業の拡充を図るとともに、より効果的な取組となるよう、運営に関するガイドラインの策定も含め、実施自治体に対し、指定調査研究等法人が必要な支援を行う。その上で、「若者の自殺危機対応チーム」の全国への設置を目指す【こども家庭庁・厚生労働省】
- ・ 都道府県等において、自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐため、自殺未遂者が救急病院退院後の、地域における必要な支援へのつなぎや継続的支援を行うモデル事業の拡充を図るとともに、より効果的な取組となるよう、実施自治体に対し、指定調査研究等法人が必要な支援を行う【厚生労働省】

(6) 遺されたこどもへの支援

- ・ 地域における遺児等の支援活動の運営、遺児等やその保護者への相談機関の周知を支援するとともに、児童生徒と日頃から接する機会の多い学校の教職員を中心に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による遺児等に関する相談体制を充実する【こども家庭庁・文部科学省・厚生労働省】
- ・ 遺児等に対するケアも含め教育相談を担当する教職員の資質向上のための研修等を実施する。【文部科学省】

4. こどもの自殺対策に関する関係省庁の連携及び体制強化

(1) こどもの自殺対策に関する関係省庁の連携

- ・ セルフネグレクトのように、人とのつながりを持っていない様々な背景を抱えている方々が支援から取り残されることがないように、孤独・孤立対策のキャンペーン（令和5年夏）及び、令和6年より取組を本格化する孤独・孤立対策強化月間（5月）において、関係省庁が連携して、集中的な広報・啓発活動・関連イベントを実施する【内閣官房、こども家庭庁ほか関係省庁】
- ・ 官・民・NPO等の関係者の連携・協働の下で一体となって取組を進める地方における孤独・孤立対策の官民連携プラットフォームのモデル構築事業について、自殺対策やこどもに関連する事業の取組事例の成果を全国で共有する【内閣官房】
- ・ こどもの自殺は長期休暇明け前後に増加する傾向があることから、夏休みの集中的な啓発活動・自殺予防週間（9月10～16日）・自殺対策強化月間（3月）において、関係省庁が連携して、こどもの自殺対策に向け、こどもに届くような広報に取り組む【こども家庭庁、厚生労働省ほか関係省庁】
- ・ 関係閣僚によるゲートキーパー研修の受講及び全国の首長に向けた受講呼びかけメッセージの作成【こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省ほか関係省庁】

(2) こどもの自殺対策に関する関係省庁の体制強化

- ・ こども政策の司令塔であるこども家庭庁において、こどもの自殺対策に関して総合的な施策に係る企画立案及び関係各省庁・省内関係部局との調整を行うため、自殺対策室の体制強化を図る【こども家庭庁】
- ・ こどもの自殺対策に関しては、「こども若者★いけんぷらす」（こども・若者意見反映推進事業）を活用するなどし、こどもや若者の意見を聴き、その結果を制度や政策に反映していく。その際、こどもや若者が必要な支援にアクセスしやすくなるような周知の方法等についても検討する【こども家庭庁ほか関係省庁】
- ・ 自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律（令和元年法律第32号）に基づき厚生労働大臣より指定される指定調査研究等法人において、必要な情報収集・調査分析を実施する体制強化を図る【厚生労働省】
- ・ 本とりまとめの進捗状況について今後も確認していく【関係全省庁】

こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議の開催について

〔 令和5年4月27日
関係省庁申し合わせ 〕

- 1 令和4年の児童生徒の自殺者数が過去最多となった事実等を重く受け止め、こどもの自殺対策に関し、関係省庁の知見を結集し、総合的な施策を推進するため、こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議(以下「連絡会議」という。)を開催する。
- 2 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係行政機関の職員その他の関係者の出席を求めることができる。

議 長 内閣府特命担当大臣(こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画)

議長代理 こども家庭庁長官

副 議 長 こども家庭庁支援局長

構 成 員 内閣官房孤独・孤立対策担当室長

警察庁生活安全局長

こども家庭庁成育局長

消防庁次長

法務省人権擁護局長

文部科学省初等中等教育局長

厚生労働省社会・援護局長
- 3 連絡会議の庶務は、こども家庭庁支援局総務課自殺対策室において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

(参考2)

こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議の開催経緯

第1回 令和5年4月27日 関係省庁からの報告

第2回 令和5年5月19日 有識者等からのヒアリング

- ・ NPO法人自殺対策推進センター ライフリンク代表 清水康之氏
- ・ 九州産業大学学術研究推進機構 科研費特任研究員 窪田由紀氏
- ・ NPO 法人あなたのいばしょ理事長 大空幸星氏
- ・ 子どもの発達科学研究所／主席研究員 和久田学氏
- ・ 大阪府吹田市教育委員会学校教育部教育未来創生室参事 草場敦子氏

第3回 令和5年5月26日 有識者等からのヒアリング

- ・ 東京大学大学院教育学研究科特任助教 一般社団法人RAMP S代表
理事 北川裕子氏
- ・ NPO法人自死遺族支援ネットワーク Re 代表 山口和浩氏

第4回 令和5年6月2日 とりまとめ

※ 上記以外の議長の対応

令和5年5月26日 生きづらさに直面し、傷ついたことのある若者との
意見交換

令和5年5月28日 長野県子どもの自殺危機対応チームとの意見交換

- 「こどもまんなか社会」の実現のためには、不安や悩みがあり、つらい思いをしているこどもたちが思いを打ち明けやすい環境を、こどもの目線に立って作り、そして、不安や悩みに寄り添い、それらを解消していくことが重要。
- このため、令和6年11月に庁内の若手職員や自治体などの現場経験者等を中心とした「**こどもの悩みを受け止める場に関するプロジェクトチーム**」が発足。こどもが安心して悩みを打ち明けられる環境づくりの課題や、大人に求められる対応を明らかにするため、こどもや相談・支援団体、自治体など、のべ27の団体等と意見交換等を行った。
- 本中間報告では、令和7年3月までにプロジェクトチームが行った意見交換等の内容をまとめるとともに、これからのプロジェクトチームの取組の方向性を整理。

こどもの悩みを受け止める場に関するプロジェクトチームにおける意見交換等実績一覧 (プロジェクトチーム発足後～令和7年3月末)

令和6年
11月

- ・ 一般社団法人 青草の原（れもんハウス）
- ・ 特定非営利活動法人 バディチーム
- ・ 特定非営利活動法人 BONDプロジェクト
- ・ 一般社団法人 merry attic

12月

- ・ 一般社団法人 ここから未来
- ・ 寝屋川市危機管理部監察課
- ・ 名古屋市／名古屋市子ども・若者総合相談センター※
- ・ 一般社団法人 草の根ささえあいプロジェクト※
- ・ 認定特定非営利活動法人 チャイルドライン 支援センター※
- ・ 認定特定非営利活動法人 カタリバ



※の団体等は三原こども政策担当大臣との意見交換等を実施。

令和7年
1月

- ・ 一般社団法人 彩の国こども若者支援ネットワーク
- ・ 埼玉県福祉部社会福祉課 医療保護・生活困窮者支援担当
- ・ 認定特定非営利活動法人 3keys（ユースセンター3）
- ・ 一般社団法人 てのひら
- ・ 特定非営利活動法人 サンカクシャ※
- ・ 茨城県のいじめ問題を考える会 代表
- ・ 公益社団法人 チャンス・フォー・チルドレン

2月

- ・ 特定非営利活動 法人ウィーズ
- ・ 特定非営利活動 法人パノラマ

3月

- ・ 日野市子ども包括支援センター みらいく
- ・ 関東学院中学校高等学校※
- ・ 宮崎県児童相談所
- ・ 長野日本大学高校 1年生ほか※
- ・ 小中学生のこどもたち10名※

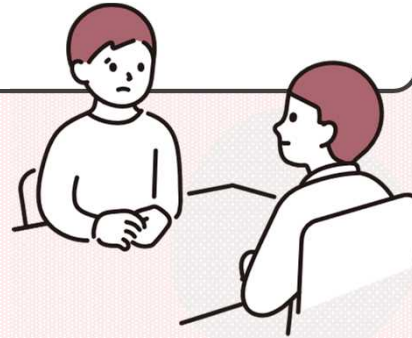


こどもたちの声

こどもたちの声

相談しやすい環境

- 相談してある程度すっきりしたところで、**別の話題の話をしたり、一緒に遊んだりすることで、嫌な気持ちや悩みを忘れられる**こともある。
- せまい静かな部屋で話すより、何かしている時や、遊んだり運動したりして仲良くなってリラックスした時の**何気ない会話の方が相談できることが多い**と思う。

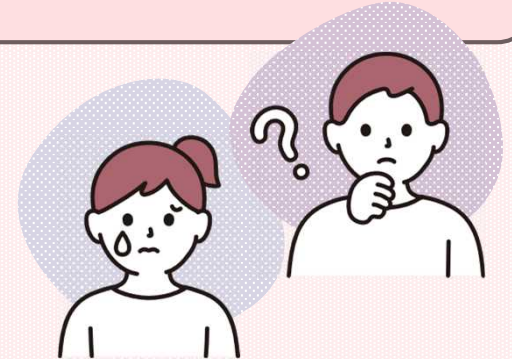


相談相手

- 家族や担任の先生など、**日頃から関わりがあって、関係性ができている人の方が相談しやすい**と感じる。その一方で、**関係性が強いと、逆に迷惑をかけたくないという気持ちも生まれる**。
- 大事なことほど、誰にも話さず自分の中で整理したい**と思う。**自分のことは自分で解決したい**ので、相談しないこともある。
- 相談する相手は、話を聴いてくれるなら誰でもいい場合もある、そうではない場合もある**。前者はそれほど親しくない友達や知人でもいいかもしれないが、後者の場合、相談内容について理解してくれたり、解決策を一緒に考えてくれたりする人が適任だと思う。

こどもたちの声から考えられること

こどもが相談や気持ちの切り替えをしやすいするためには、相談受付のみを念頭に対応するのではなく、**こどもがリラックスできるような環境や仕掛けをつくる**などの工夫が求められる。



悩みの内容や深刻度等に応じて、関係性の強い人・そうでない人のどちらに相談したいか（あるいは自分自身の中で気持ちを整理したいのか）、**こどもによって希望は様々**である。

こどもたちの声

こどもたちの声

相談相手に求める姿勢

- まずきちんと話を聴き、共感してくれることが1番安心する。
- 相談者のことを笑ったり否定したりせず、しっかり相談者に向き合って理解しようと寄り添ってほしい。
- 相談内容に対して、解決方法を示してほしい。こどもの悩みと一括りにせず、専門的な知識などのアドバイスをもらえることが望ましい。
- 相談開始直後は感情がたかぶっているので、まずは共感や励ましの言葉をもらい、落ち着いたところでアドバイスがもらえるといい。
- 友人に相談したことが周囲にばらされると、裏切られた気持ちになる。
- 自分の考えを整理するという点でも、誰かに話すことはとても重要だが、相手が信頼できるか、秘密は本当に守られるのか、相手が先入観を持たないことなどが必要。

相談窓口

- カウンセリング等は、授業と時間が被ったりするから行きづらい。相談の時間帯や場所など気にせず相談できるようになるといい。
- 相談していることが親にバレたくない。ウェブサイトでもっと気軽に相談できるようにしてほしい。
- 夜に相談できる窓口は電話対応のところが多く、自分の部屋がない人には使いづらい。チャット形式で24時間対応してくれる窓口が増えてほしい。
- SNS相談は、普段の生活では関係のない人が相談相手なので、安心して相談しやすい。
- 相談相手がAIだと、どんな内容でも受け止めてくれるから話しやすい。

こどもたちの声から考えられること

こどもが相談相手に求める姿勢としては、

- ✓ 相談者に向き合い寄り添うこと
- ✓ 相談内容を秘密にすること等が挙げられる。

また、悩みの内容や状況に応じ、

- ✓ まずは話を聴いて、共感してほしい場合や、
- ✓ 相談した内容に対し、解決に向けた助言がほしい場合等がある。



こどもが相談窓口に求めていることは、

- ✓ 時間帯や場所を気にせず相談できること
 - ✓ SNSやAIなど、気軽に相談できる手段であること
- など、こどもの置かれた状況に応じた使い勝手の良さである。

相談・支援団体等からの意見

子どもと接する中で確認できた子どもの思い

相談相手に求める姿勢

- 最後まで話を聴いてほしい。一見他愛のないような内容も受け止めてほしい。
- 聴いてくれる人がいるだけで安心する。話せるだけで、心が軽くなる。
- どこかで悩みを吐露したいが、返事が来るのが怖い場合もある。
- 自分ではどうすることもできない課題を解決してほしい。どうすればよいか教えてほしい。
- 相談内容を言葉にすることが難しく、相手にうまく伝えられない。
- 相談していることを知られたくない。相談することが恥ずかしい。

大人への相談

- 周りの大人に相談するのは簡単そうでハードルが高い。
- 大人は悩みを聴いてくれない。安心できる大人はどこにいるのか教えてほしい。
- いじめの被害を伝えても、遊びの延長やからかいとして過小評価されてしまうことがある。

居場所

- 心のよりどころ、居場所が一つでも欲しい。
- 一人でいたい。安心できる家のような場所が欲しい。
- 親が頼れない状況で、若者が一人で生きるのは難しい。

子どもの思いから考えられること

悩みの内容や状況に応じ、
✓ **まずは話を聴いて、共感してほしい場合や、**
✓ **相談した内容に対し、解決に向けた助言がほしい場合**
等がある。
また、相談内容がうまく伝えられない場合や、相談することに恥ずかしさを感じる場合もある。

周囲の大人に悩みを受け止めてもらえなかった過去の経験等から、**大人に相談することにハードルを感じている場合がある。**

不安や悩みに直面する子ども・若者にとっては、相談受付だけでなく、**安心できる居場所も必要**である。



相談・支援団体等からの意見

こどもの悩みを受け止める際の留意点等

こどもと接する際の姿勢

- ・ **こどもの権利を擁護することを徹底する**（守られるべき・尊重されるべき存在であることの認知）。
- ・ **大人の過度な介入はこどもの自立を阻害する**ことがある。こどもたちが自分のペースで支援を受けられることが重要。
- ・ こども自身に変化があるかどうかは、それぞれの時間・タイミングがある。**変化を求めすぎない**。

相談を受け止める姿勢

- ・ **誰もが利用できて、バレるという感覚を持たない居場所を作る**。
- ・ **秘匿性を確保する**。
- ・ こどもたちに多様な背景があることや、深刻な悩みを持っている可能性があることも踏まえた**柔軟な対応が必要**。
- ・ 「相談してくれてありがとう」と**感謝を伝え、勇気づけをする**。
- ・ **初めにメンタルケアを行う**。その後、**意欲の回復のためのアプローチ**を行っている。

こどもと大人の関係

- ・ 家や学校以外に頼れる大人が必要。**こどもに選択肢があることが大事**。
- ・ 時間をかけて「**信頼貯金**」を貯め、**関係を築き、相談してくれる体制を築く**。
- ・ 学校任せにせず、**地域や福祉関係も含め、様々な大人が関わることで見守りの体制を構築する**ことが重要。
- ・ 何かあってからではなく、日ごろから目を配るなど**予防的支援が必要**。

留意点等から考えられること

日頃からこどもを**一人の人間として尊重し、こどものペースを大切に**しながら接することが求められる。



相談を受け止める際の姿勢としては、こどもの状況等に応じた柔軟な対応を前提に、

- ✓ **秘匿性の確保**
- ✓ まずは**相談したこと自体をねぎらう**など、こどもの気持ちに寄り添うこと等が求められる。

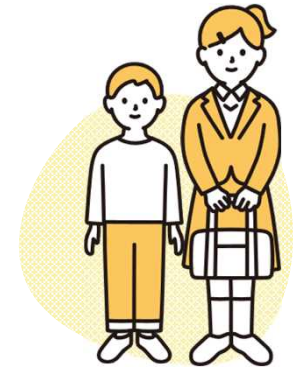
こどもの悩みを受け止める体制を構築するためには、

- ✓ 家や学校以外にも様々な大人が日頃からこどもと関わり、見守る体制をつくることで、**こどもが頼れる相手の選択肢**をつくること
が求められる。

こどもの皆さん、大人の皆さん、社会に伝えたいこと

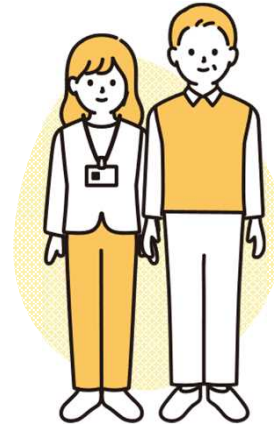
こどもの皆さんへ

- 相談することは悪いことでも、恥ずかしいことでもない
- 味方になってくれる大人はきつという、相談できる相手は親や先生だけではない
- 友達から相談されたときは秘密を守る・相手のことを考える
受け止めきれないときは周囲の大人に相談を



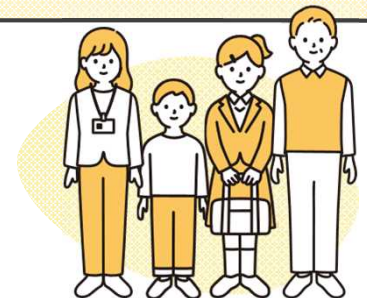
大人の皆さんへ

- まず耳を傾ける、こどものサインにアンテナを張る
- こどもを一人の人間として尊重する
- こどもの希望を確認し、こどものタイミングを大切に
- 秘密は守る



社会へ

- 身近な大人一人一人の行動で、善意の輪を地域に広げる
- 地域に信頼できる大人を増やし、安心できる居場所をつくる

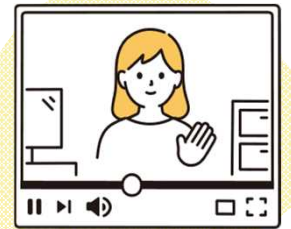


今後の取組

- 令和6年11月のプロジェクトチーム発足以降、令和7年3月までにこどもや、こどもの相談・支援団体等と意見交換等を重ね、こども自身の思いや、相談・支援者団体等がこどもと接する際に留意している点等の知見を得ることができた。
- 令和7年度以降も、こどもの悩み相談に関する国内外の先行研究（文献・調査）を収集し、効果や課題等を整理するなど更に幅広く実態の把握等を行うとともに、こどもや周囲の大人等に対して積極的・効果的な広報を行っていく。
- 特にいじめ・不登校・小中高生の自殺の件数が過去最多、児童虐待相談対応件数も依然として多くなっており、早急な対策が求められる中、明らかになった成果については速やかに発信していく。

アクション1：こどもや周囲の大人等への働きかけ

- こどもが悩みを打ち明けられる環境づくりに向けて、**民間団体等と連携しながら、こどもや周囲の大人等に対する積極的・効果的な広報・働きかけを実施**。実施内容については、こども・若者の意見や有識者からの助言等を踏まえて決定していく。
- こどもの悩みに関するイベントの開催や、SNS等を活用したデジタル広告の実施
- こどもから相談を受けた際の寄り添い方や適切な支援機関につなげるなどの具体的な対応方法に関する大人の理解が深まるよう、座談会やシンポジウムの開催 等
- **中間報告でまとめた成果は、上記を待たず、本年夏を目途に、こどもの周りにいる大人に伝えたいことなどを一定の成果として発出する予定**



アクション2：実態把握の推進

- 官民の相談窓口の実態と傾向を把握するため、**地方公共団体や民間団体を対象とした全国的なアンケート調査を実施**
 - 全国をブロック別に分けて、**6～22歳のこども（悩みを相談する側）と、こどもに関わる大人（悩みを受け止める側）を対象としたアンケート調査及びヒアリング調査**を実施。調査の内容については、これまでの意見交換等の結果も参考にしつつ、悩み相談に関するこどもと大人の認識のギャップを埋めていく観点から、先行研究の整理結果や、有識者からの助言を踏まえて決定していく。
- ➔ これらの**実態把握の結果を、こどもの悩みの受け止め方に関する理解増進につなげていく**

